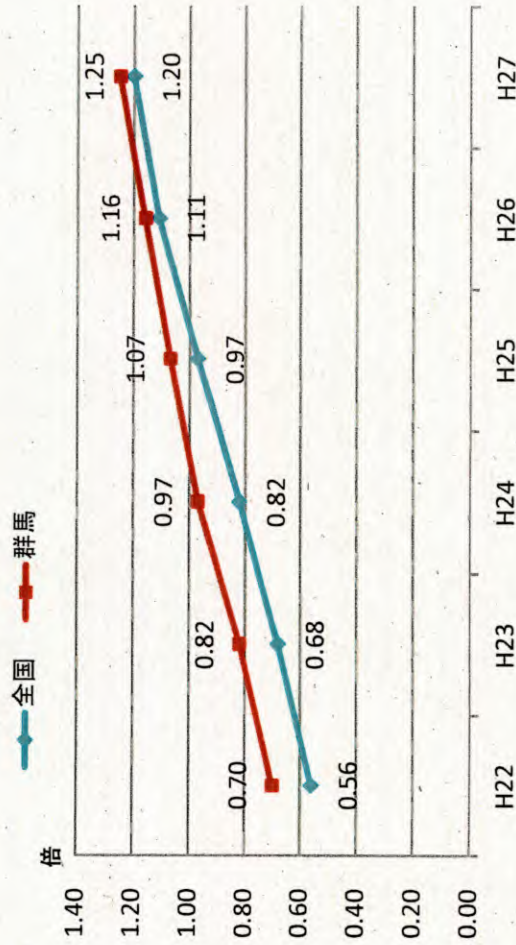
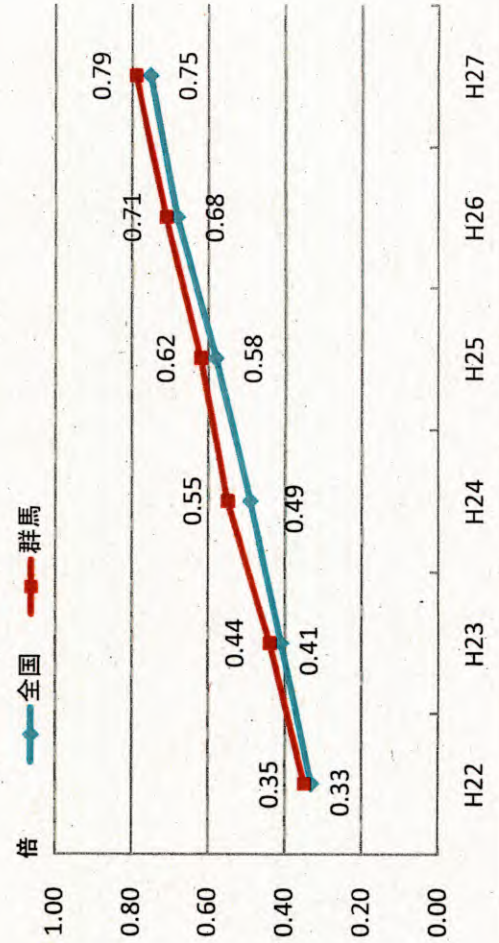


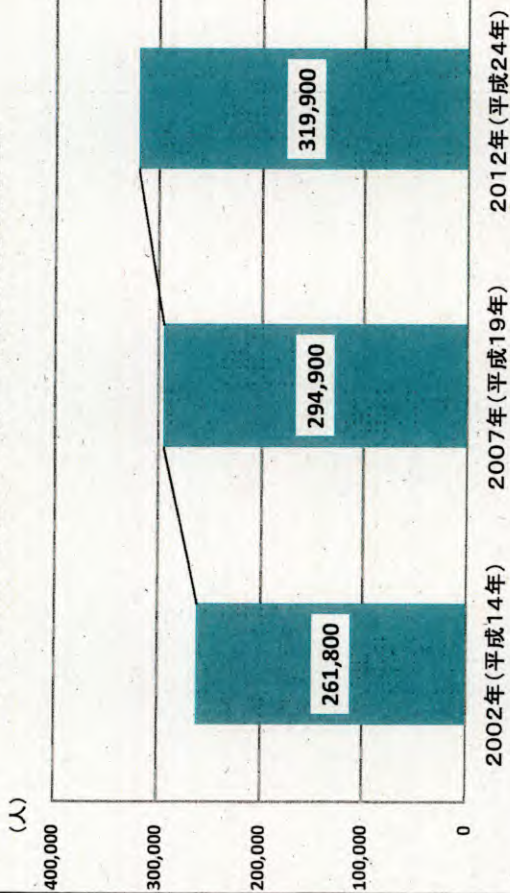
群馬労働局管内の有効求人倍率



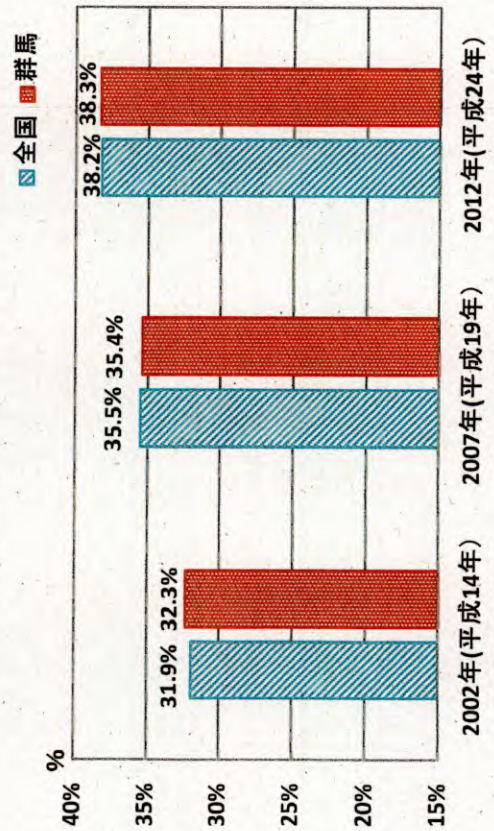
群馬労働局管内の正社員有効求人倍率



群馬労働局管内の非正規雇用労働者数



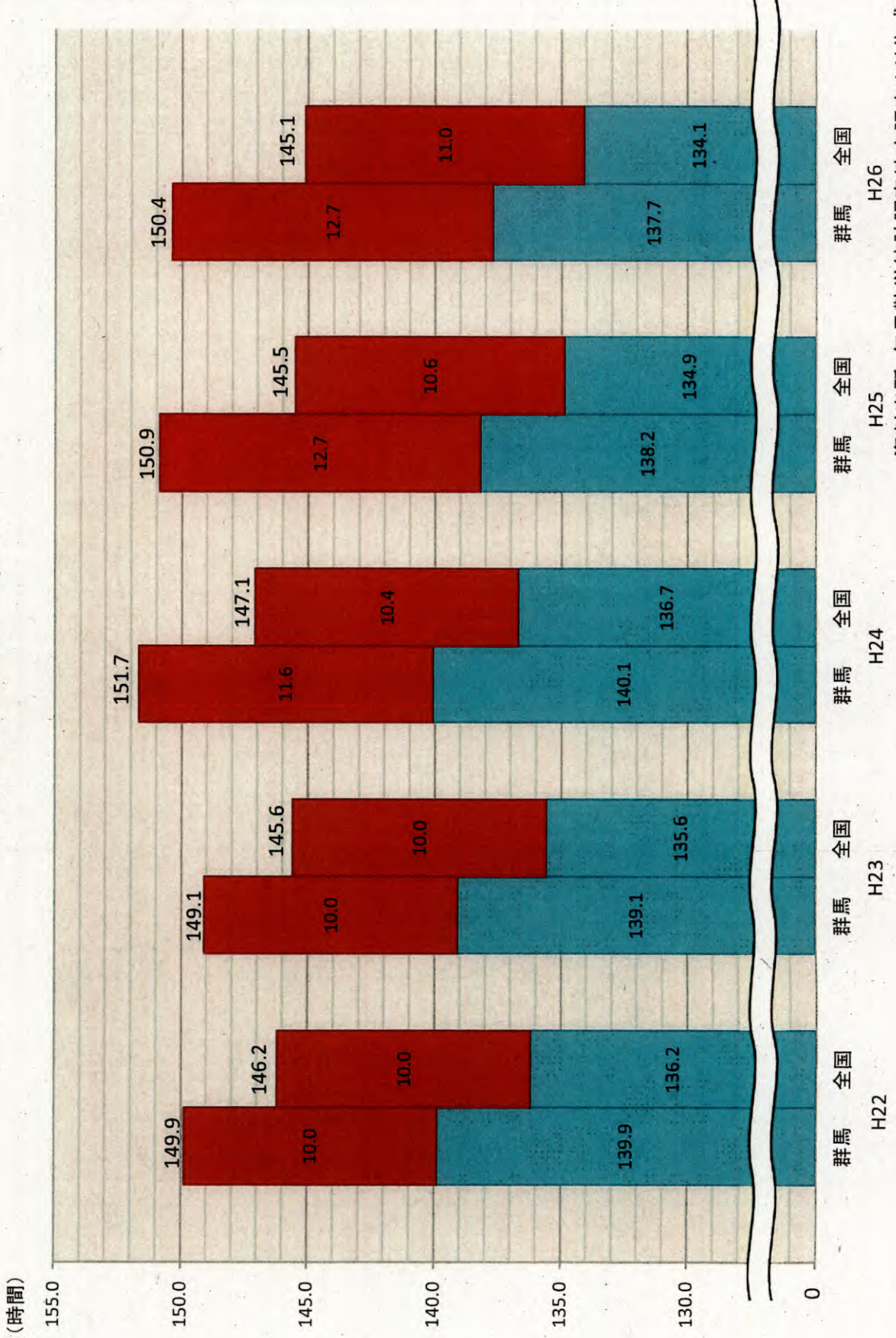
群馬労働局管内の雇用者に占める非正規の割合





# 月間総実労働時間

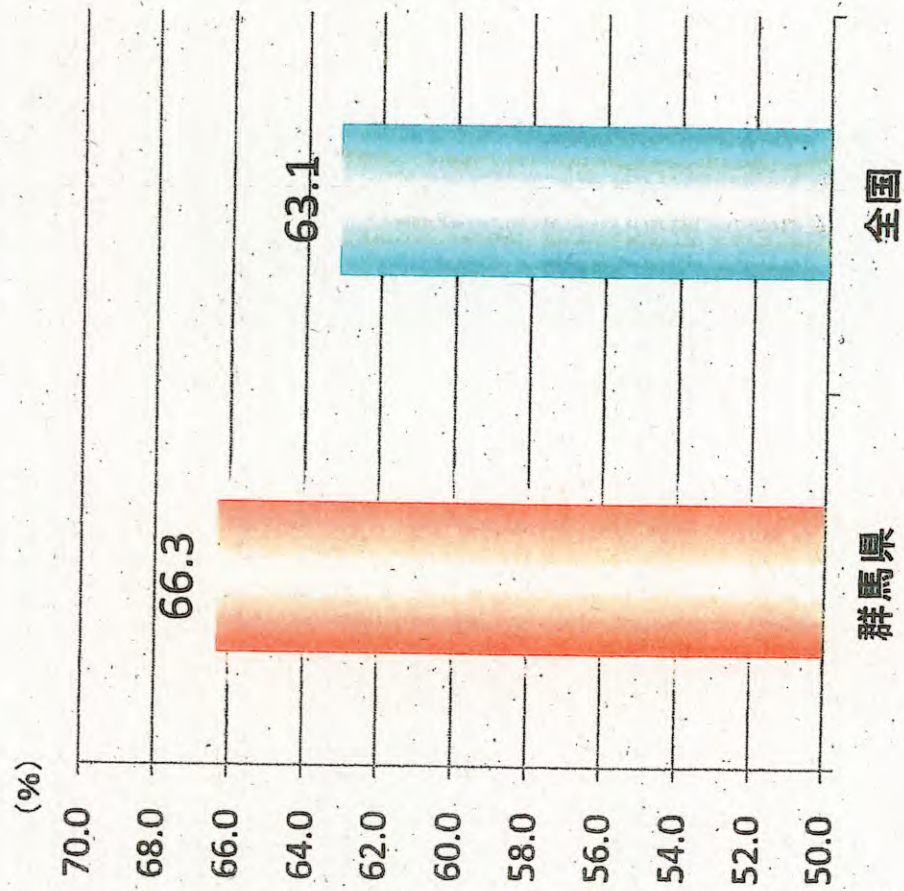
■ 所定内労働時間 ■ 所定外労働時間



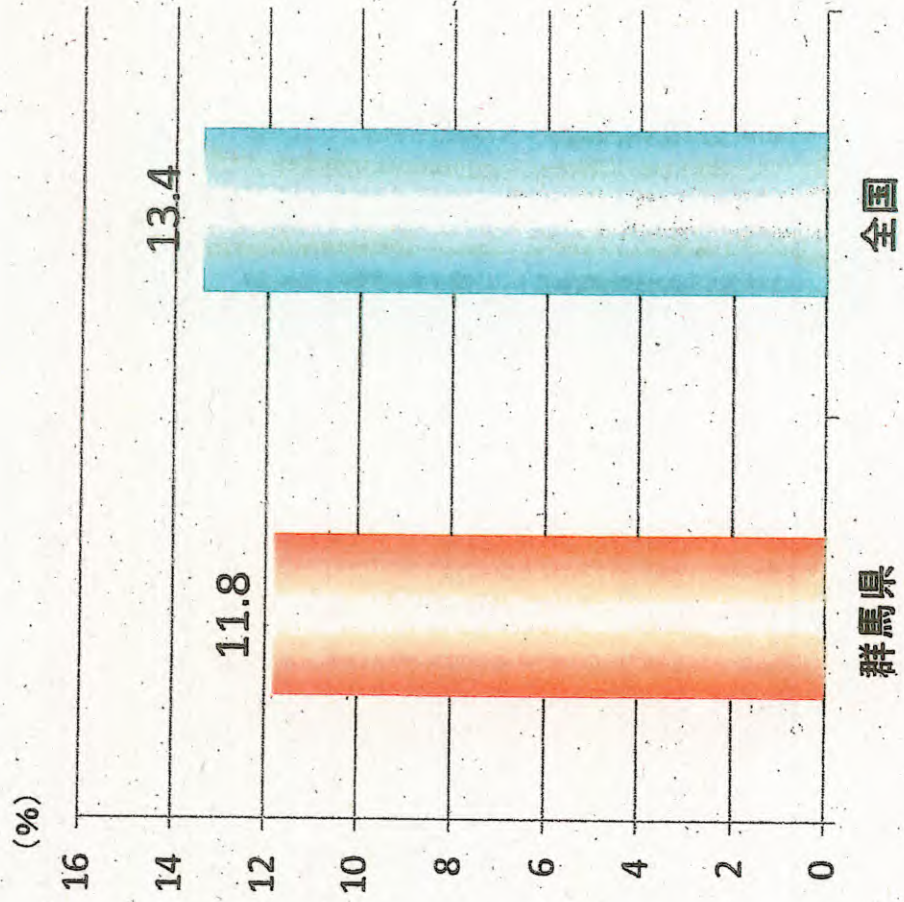
資料出所：毎月勤労統計調査地方調査より作成



生産年齢（15～64歳）における女性有業率  
（平成24年）



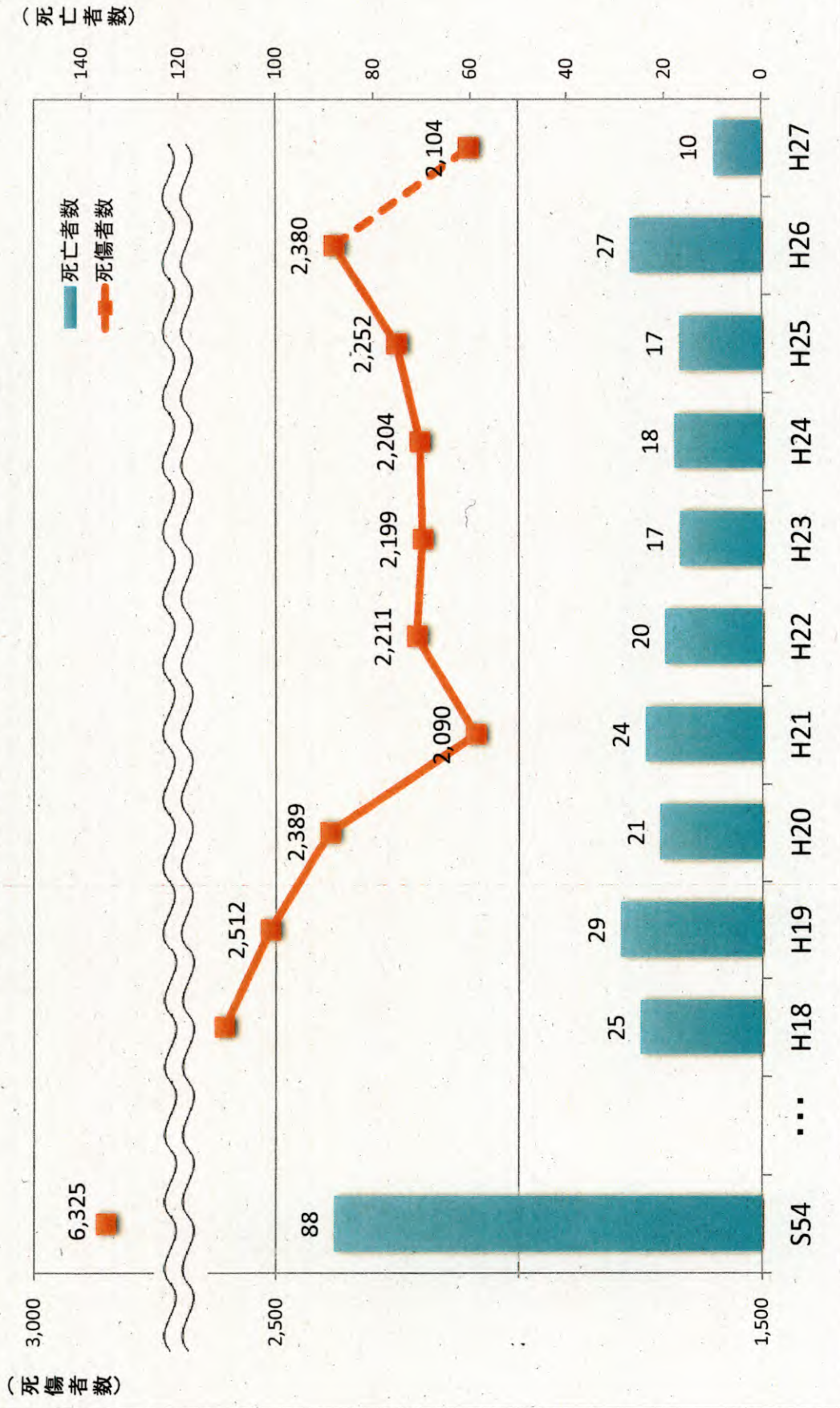
管理職に占める女性の割合（平成24年）



資料出所：平成24年就業構造基本調査より作成



### 群馬労働局管内における労働災害の推移



※平成27年は、平成28年1月末の速報値。

働き方改革の推進に向けた群馬県政労使会議構成員名簿  
(平成28年3月22日現在)

群馬労働局長	内田 昭宏
群馬県産業経済部長	高橋 厚
(一社)群馬県経営者協会専務理事	樋口 俊之
群馬県中小企業団体中央会専務理事	中山 正司
(一社)群馬県商工会議所連合会専務理事	大矢 一
群馬県商工会連合会専務理事	千代 清志
日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	高草木 悟
前橋市産業経済部長	岩佐 正雄
太田市産業環境部長	星野 晃
群馬労働局総務部長	小島 悟司
群馬労働局労働基準部長	堀江 章
群馬労働局職業安定部長	三姓 晃一
群馬労働局雇用均等室長	宮村 雅江



## 働き方改革の推進に向けた群馬県政労使会議設置要綱

### 1 目的

「人口減少社会」に大きく転換する中、今後とも群馬県が発展のためには、「地方創生」の積極的推進による地域の活力維持、女性の活躍推進を核とした地域における「全員参加型社会」の実現が必要である。

また、近年、県内においては労働災害が3年連続増加し、特に平成26年には死亡災害が大きく深刻化する状況がみられ、安全な職場環境を実現するためには「労働災害の防止」に取り組むことが必要である。

こうした状況の中、昨今、我が国においては、過剰な働き過ぎを抑制し、ワーク・ライフ・バランスをより重視した、働きやすい職場づくりを進めていく「働き方改革」の重要性が叫ばれているが、群馬県においてもこの「働き方改革」の推進は、上記の「地方創生」、「全員参加型社会」及び「労働災害の防止」という課題すべてで必要となる取組として重要である。

このため、群馬県内の政労使の関係者を参集し、「働き方改革」の推進方策を協議することを目的として「働き方改革の推進に向けた群馬県政労使会議」を設置する。

### 2 会議の主要テーマ

- (1) 「働き方改革」の推進をめぐる群馬県の実情の分析
- (2) (1)を踏まえて取り組む必要のある方策の協議
- (3) 群馬版「働き方改革の推進方策」の取りまとめ
- (4) 働き方改革推進の必要性及び具体的な取組方策の発信等
- (5) その他

### 3 構成員（委員）

群馬労働局長

群馬県産業経済部長

(一社)群馬県経営者協会専務理事

群馬県中小企業団体中央会専務理事

(一社)群馬県商工会議所連合会専務理事

群馬県商工会連合会専務理事

日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長

前橋市産業経済部長

太田市産業環境部長

群馬労働局総務部長  
群馬労働局労働基準部長  
群馬労働局職業安定部長  
群馬労働局雇用均等室長

その他、必要に応じ会長が指名した者

3 会長等

会議に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は委員の互選により選出する。

4 事務局

会議の事務局は群馬労働局労働基準部監督課及び群馬県産業経済部労働政策課とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、定める。

(附則) この要綱は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。